

## 千葉県家族介護慰労事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅で介護保険サービスを利用しない要介護高齢者を介護している家族を慰労するため、当該家族に対して家族介護慰労金(以下「慰労金」という。)を支給し、もって要介護高齢者を介護している家族の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 要介護高齢者 本市に1年以上住所を有し居住する在宅の高齢者のうち、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第27条の規定により、法第7条第1項に規定する要介護状態区分が4又は5の認定を受けた者をいう。

(2) 家族 要介護高齢者と同居又は同一敷地内もしくは隣地に居住して介護している要介護高齢者の配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び3親等内の親族をいう。

### (支給要件)

第3条 慰労金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する要介護高齢者を現に介護している家族のうち、主たる介護者とする。

(1) 任意の1年間(以下「対象期間」という。)に法第40条に規定する介護給付を受けていないこと。ただし、法第8条第1項第9号に規定する短期入所生活介護及び同第10号に規定する短期入所療養介護に係る給付(通算7日間程度)を除くものとする。

(2) 対象期間内に3か月以上連続して医療機関に入院した期間がある場合は、当該期間を除いた期間が1年以上あること。

(3) 対象期間において市民税非課税世帯であること。

(4) 対象期間において生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯でないこと。

(5) 対象期間において千葉市中心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年千葉市条例第11号)規定により、ねたきり老人福祉手当又は認知症老人福祉手当の支給を受けていないこと。

(6) 慰労金の支給申請日において介護保険料の滞納がないこと。

### (支給額)

第4条 慰労金は、対象期間を単位として支給するものとし、その額は、要介護高齢者一人につき10万円とする。

### (支給申請)

第5条 慰労金の支給申請ができる者は、主たる介護者とする。

2 慰労金の支給申請をする者は、千葉県家族介護慰労金支給申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の支給申請は、対象期間の末日の翌日より5年以内に行うものとする。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、主たる介護者の介護状況を把握した上で、速やかに申請内容を審査の上、支給の可否を決定し、その旨を千葉県家族介護慰労金支給決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 申請の審査に必要な事項については申請者の同意を得て市長が調査することができるものとする。

(慰労金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により、又は受給する資格がないにもかかわらず慰労金の支給を受けた者がいるときは、その者から不正に相当する対象期間における支給金額全額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 第3条第1項第1号に規定する対象期間は、平成18年4月1日を限度として遡及できるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。